

**平成16年度第1回作業環境測定士試験**  
**(労働衛生関係法令)**

受験番号

法令1 / 5

問 1 衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 総括安全衛生管理者を選任した事業者は、その者に衛生管理者を指揮させなければならない。
- 2 事業者は、2人以上の衛生管理者を選任しなければならない場合、1人は事業場に専属でない労働衛生コンサルタントを衛生管理者として選任することができる。
- 3 衛生管理者を選任しなければならない事業者は、衛生工学衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を選任することができる。
- 4 事業者は、衛生委員会を設けなければならない場合、その事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士を委員として指名することができる。
- 5 事業者は、衛生管理者を選任する義務のない事業場においては、その規模に関係なく安全衛生推進者を選任しなければならない。

問 3 安全衛生教育に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、作業内容を変更した労働者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- 2 特別の教育を実施しなければならない事業者は、法令で定められた資格を有する者にこれを担当させなければならない。
- 3 事業者は、雇入れ時の安全衛生教育を行うときは、法定事項の一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、その事項についての教育を省略することができる。
- 4 法定の業種に該当する事業場の事業者は、新たに職務に就くこととなった職長に対し、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- 5 事業者は、法令に基づく特別の教育を行ったときは、その記録を作成し保存しておかなければならない。

問 2 健康診断に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 法令に基づく雇入時の健康診断を行った事業者は、その結果を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 2 本人が希望する医師による健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出した労働者は、事業者の指定する医師の健康診断を受けなくてもよい。
- 3 法令に基づく健康診断を行った事業者は、その結果を記録しておかなければならない。
- 4 事業者は、法定の有害業務に従事する労働者に対し、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。
- 5 事業者は、6か月以上の期間海外に労働者を派遣するときは、あらかじめその労働者に対し法定の健康診断を行わなければならない。

問 4 労働安全衛生法第65条の規定に基づく作業環境測定に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 厚生労働大臣の定める作業環境評価基準は、事業者が行った作業環境測定の結果を評価するとき使わなければならない。
- 2 事業者は、作業環境測定を行うときは、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って作業環境測定を行わなければならない。
- 3 事業者は、作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、適切な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、作業環境測定の結果の評価を行ったときは、その結果を記録しておかなければならない。
- 5 作業環境測定を行うべき作業場についての作業環境測定の結果の記録の保存期限は、測定対象の種類に関係なく3年である。

問 5 規格・検定に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、潜水業務を行うときは、潜水作業者に厚生労働大臣が定める規格に適合した潜水器を使用させなければならない。
- 2 ガンマ線照射装置は、親会社の事業者が構内下請会社の事業者に貸与する場合であっても厚生労働大臣が定める規格に適合していなければならない。
- 3 事業者は、防毒マスクを使用すべき作業に労働者を従事させるときは、型式検定に合格した旨の表示のある防毒マスクを着用させなければならない。
- 4 事業者は、防じんマスクを労働者に使用させるべき業務を行うときは、個別検定に合格した旨の表示のある防じんマスクを備え付けなければならない。
- 5 販売業者が個人に売るチェーンソーは、厚生労働大臣が定める規格に適合していなければならない。

問 6 有害物等に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、ベンジジンその他製造等の禁止されている有害物については、工場で生産はできないが、使用することはできる。
- 2 事業者は、製造の許可を要する有害物については、厚生労働大臣の許可を受けたうえ、その許可基準に適合した作業方法に従って製造しなければならない。
- 3 ベンゼンその他法令で定める労働者に健康障害を生ずるおそれのある有害物を販売業者に譲渡する製造者は、容器又は包装を用いる場合これに法定の事項を表示しなければならない。
- 4 通知対象物を提供する販売業者は、その提供を受ける工場の担当者にその通知対象物に関する法定事項を文書の交付等により通知しなければならない。
- 5 新規化学物質について法令に基づき有害性の調査を行った事業者は、その新規化学物質の有害性の調査結果等を厚生労働大臣に届け出なければならない。

問 7 安全衛生改善計画又は計画の届出に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 都道府県労働局長から安全衛生改善計画の作成を指示された事業者は、この計画を作成しようとする場合には、労働組合又は労働者の代表者の意見をきかなければならない。
- 2 法令で定める業種及び規模に該当する事業場の事業者は、その建設物を設置しようとするときは、この工事に関する計画を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- 3 事業者は、その事業場の酸素欠乏危険場所に全体換気装置を設置しようとするときは、その計画を届け出なければならない。
- 4 製造業に属する事業の事業者は、法令で定める健康障害を防止するため使用する機械を設置しようとするときは、その工事の開始日の30日前までに計画の届出を行わなければならない。
- 5 労働基準監督署長は、計画の届出が行われたとき、その計画に法令違反があったときは、計画の変更を命ずることができる。

問 8 作業環境測定士に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 作業環境測定士試験に合格し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者は、作業環境測定士となる資格を有する者である。
- 2 第一種作業環境測定士は、登録を受けた作業場の種類についての指定作業場の作業環境測定の業務を行うことができる。
- 3 作業環境測定士になる資格を有する者が作業環境測定士となるには、厚生労働大臣の登録を受けなければならない。
- 4 第二種作業環境測定士は、第二種作業環境測定士の名称を用いて事業場（指定作業場を除く。）における作業環境測定の業務を行うことができない。
- 5 労働安全衛生法第65条第1項に基づく作業環境測定を指定作業場について自ら行う事業者は、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならない。

問 9 作業環境測定機関に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 作業環境測定機関は、登録している作業場の種類について作業環境測定を行うことができる。
- 2 作業環境測定機関は、依頼のあった事業場の作業環境測定を行うときは、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。
- 3 作業環境測定機関になろうとする者が厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けるときは、第二種作業環境測定士を置いていれよ。
- 4 作業環境測定機関の作業環境測定士は、退職した後であっても、測定の業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 作業環境測定機関でない者は、作業環境測定機関又はこれに類似する名称を用いてはならない。

問 11 作業環境評価基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 管理濃度の値は、温度 25℃、1 気圧の空気における濃度で示されている。
- 2 A 測定の第 1 評価値が管理濃度未満であつて、かつ、B 測定の測定値が管理濃度の 1.2 倍である場合は、第 2 管理区分に区分される。
- 3 A 測定の第 2 評価値が管理濃度以下であり、かつ、B 測定の測定値が管理濃度の 1.2 倍である場合は、第 3 管理区分に区分される。
- 4 A 測定及び B 測定による管理区分の区分において、2 以上の測定点について B 測定を行ったときは、そのうちの最大値を用いる。
- 5 測定値が管理濃度の 1/10 に満たない測定点がある単位作業場にあつては、管理濃度の 1/10 をその測定点の測定値とみなして、管理区分の区分を行うことができる。

問 10 作業環境測定基準に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 試料採取方法は 5 種類定義されているが、冷却凝縮捕集方法はそのうちの一つである。
- 2 事業者は、測定結果の評価を 2 年以上行い、かつ、その間継続して第 1 管理区分であつた単位作業場所については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合、その後作業環境測定を実施しなくてよい。
- 3 単位作業場所とは、作業環境測定を行うべき作業場の区域のうち労働者の作業中の行動範囲、有害物の分布等の状況等に基づき定められる作業環境測定のために必要な区域をいう。
- 4 検知管方式のみによる有機溶剤の濃度の測定については、測定対象物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれがないときに限り行うことができる。
- 5 粉じんの濃度の測定のための一つの測定点における試料空気の採取時間は、原則として 10 分間以上の継続した時間とする。

問 12 労働安全衛生規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、酸素濃度が 18% に満たない場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない。
- 2 事業者は、<sup>ひょう</sup> 鋳打機の取扱いによる著しい騒音を発生する屋内作業場については、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、等価騒音レベルを測定しなければならない。
- 3 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気積を、労働者 1 人について、27 m<sup>3</sup> 以上としなければならない。
- 4 事業者は、多量のドライアイスの取扱いによる寒冷の屋内作業場については、半月以内ごとに 1 回、定期的に、気温及び湿度を測定しなければならない。
- 5 事業者は、労働者を常時就業させる場所の照明設備について、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、点検しなければならない。

問 1 3 労働安全衛生規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、有害なガス、蒸気又は粉じんを発生する屋内作業場においては、その作業場内に休憩の設備を設けなければならない。
- 2 事業者は、水その他の液体を多量に使用することにより湿潤のおそれがある作業場の床及び周壁を、不浸透性の材料で塗装し、かつ、排水に便利な構造としなければならない。
- 3 事業者は、身体又は被服を汚染するおそれのある業務に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身若しくはうがいの設備、更衣設備又は洗たくのための設備を設けなければならない。
- 4 事業者は、有害物、腐敗しやすい物又は悪臭のある物による汚染のおそれがある床及び周壁を、必要に応じ、洗浄しなければならない。
- 5 事業者は、一般の工場では、男性用と女性用に区別し、流出する清浄な水を十分に供給する手洗い設備のある便所を設けなければならない。

問 1 4 特定化学物質等障害予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 トリレンジイソシアネートは、第 2 類物質であり、作業環境測定の対象物質である。
- 2 アンモニアは、第 3 類物質であり、作業環境測定の対象物質でない。
- 3 硫化水素は、第 2 類物質であり、作業環境測定の対象物質である。
- 4 ホルムアルデヒドは、第 2 類物質であり、作業環境測定の対象物質である。
- 5 フェノールは、第 3 類物質であり、作業環境測定の対象物質でない。

問 1 5 有機溶剤中毒予防規則の定義に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、百分率は重量%である。

- 1 有機溶剤含有物とは、有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、5%を超えて有機溶剤を含有するものをいう。
- 2 第 1 種有機溶剤、第 2 種有機溶剤及び第 3 種有機溶剤を各々 2%ずつ含有し、残りは有機溶剤以外の物の混合物は、第 3 種有機溶剤等である。
- 3 第 1 種有機溶剤を 10%、第 2 種有機溶剤を 90%含有する混合物は、第 2 種有機溶剤等である。
- 4 第 1 種有機溶剤を 4%、第 2 種有機溶剤を 6%及び第 3 種有機溶剤を 70%含有し、残りは有機溶剤以外の物の混合物は、第 2 種有機溶剤等である。
- 5 2 種類の第 1 種有機溶剤をそれぞれ 4%ずつ含有し、残りは有機溶剤以外の物の混合物は、第 1 種有機溶剤等である。

問 1 6 鉛中毒予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 はんだ付けの業務が行われている自然換気が不十分な屋内作業場に設ける全体換気装置は、従事労働者 1 人について 100 m<sup>3</sup>/h 以上の換気能力を有するものでなければならない。
- 2 事業者は、鉛合金の溶接、溶断の業務を行う屋内作業場については、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、空気中における鉛の濃度を測定しなければならない。
- 3 事業者は、鉛業務を行う屋内の作業場所においては、労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止しなければならない。
- 4 転写紙の製造に係る設備として設ける局所排気装置は、そのフードの外側における鉛の濃度を 0.15 mg/m<sup>3</sup> をこえないようにする能力を有しなければならない。
- 5 鉛合金とは、鉛を当該合金の重量の 5%以上含有するものをいう。

問 1 7 電離放射線障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、放射線装置室については、遮へい物を設け、労働者が常時立ち入る場所における外部放射線による実効線量を、1週間につき 1 mSv 以下にしなければならない。
- 2 事業者は、妊娠可能な女性の放射線業務従事者の受ける実効線量が、5年間につき 100 mSv を超えず、かつ、1年間につき 50 mSv を超えないようにしなければならない。
- 3 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が3か月間につき 1.3 mSv を超えるおそれがある区域は、管理区域である。
- 4 事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては、1年間につき 150 mSv を超えないようにしなければならない。
- 5 アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面密度が 4 Bq/cm<sup>2</sup> を超えるおそれがある区域は管理区域である。

問 1 8 粉じん障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 除じん装置を付設する局所排気装置の排風機は、原則として除じんをした後の空気が通る位置に設けなければならない。
- 2 事業者は、粉じん作業を行う屋内の作業場所については、1日に1回以上清掃しなければならない。
- 3 事業者は、特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場については、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
- 4 特定粉じん発生源に設ける局所排気装置の排出口は屋外に設けなければならないが、サイクロンによる除じん方式の除じん装置を設けた場合はこの限りでない。
- 5 除じん装置の除じん方式は、粉じんの種類にかかわらず過除じん方式を用いることができる。

問 1 9 事務所衛生基準規則に基づく作業環境測定に関する次の記述のイ、ロ、ハの  に入る期間及び測定対象の組合せとして、正しいものは下のうちどれか。

「事業者は、中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の事務室については、原則として  イ 以内ごとに1回、定期的に、 ロ の含有率並びに室温、外気温及び  ハ を測定しなければならない。」

	イ	ロ	ハ
1	1か月	二酸化炭素	気 流
2	2か月	一酸化炭素及び二酸化炭素	相対湿度
3	1か月	一酸化炭素及び二酸化炭素	相対湿度
4	2か月	二酸化炭素	相対湿度
5	2か月	二酸化炭素	気 流

問 2 0 じん肺法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、前回じん肺健康診断の実施後1年6か月以上常時粉じん作業に従事している労働者が、離職の際にじん肺健康診断を求めたときは、それを行わなければならない。
- 2 じん肺と合併した肺結核にかかっていると認められる者は療養を要する。
- 3 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理2である者については、1年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 4 じん肺健康診断の結果に基づくじん肺管理区分は産業医の意見を聴き、都道府県労働局長が決定する。
- 5 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺健康診断の結果じん肺の所見のない者については、3年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。